

令和2年度第2回「徳島県動物愛護推進協議会」議事録

令和3年3月18日（木）14時から

（徳島県動物愛護センター所長）

令和2年度、第2回徳島県動物愛護推進協議会の開催にあたりまして、挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき有難うございます。

また、平素より本県の動物愛護管理行政に格別の御理解、御協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、徳島県では「人と動物がともに暮らせる徳島づくり」の実現に向け、今まで色々な事業をやってきたところでございますけれども、犬・猫の収容、また殺処分頭数の削減などの取り組み、それに加えましてペットの災害対策や人と動物との共通感染症予防対策という風なことで取り組んでまいりました。

これらの結果によりまして令和2年度、殺処分数が500頭を切ったというところでありまして、これも愛護センターの職員だとか、また保健所の職員さんの頑張りというのが数字に出てきたのかな、という風にも考えているところでございます。

やはり我々行政だけでは十分できていないところというのがございまして、愛護団体さんとか、動物愛護推進員の皆さん方、そういった協力があつての結果だという風にも考えているところでございまして、やっと本来の徳島県の動物愛護管理センターという風な感じになってきたのかなという風にも感じているところでございます。

また、新年度におきましては、新たな事業といたしまして、任命いたしましたアニマルケースワーカーを犬や猫の問題を抱えた地域へ派遣することによりまして問題解決を図ること、また、小学校へ派遣し、若い世代への情操教育にも力を入れていこうという風にも考えているところでございまして、これらによりましてセンターに入ってくる収容頭数の削減、これを加速してまいりたいと考えているところでございます。

また、本日の議題の中にも徳島県が抱えている課題ということで、色々ご説明もあろうかと思えます。そういった課題について皆さんから色んな意見をいただきながら解決に向かって頑張っていきたいと思っておりますので、本日は忌憚のないご意見を賜れたらと考えているところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

（司会） ありがとうございます。それでは、本日ご出席いただいております委員のご紹介をさせていただきます。まず、公益社団法人日本動物福祉協会の顧問でいらっしゃいます山口委員でございます。

(委員) 山口と申します。よろしくお願ひいたします。

(司会) 公益社団法人徳島県獣医師会副会長、土橋さまでいらっしやいます。

(委員) 土橋です。どうぞよろしく。

(司会) 徳島市市民環境政策課長、福田さまでございます。

(委員) 福田です。よろしくお願ひいたします。

(司会) 神山町住民課長、樫本さまでございます。

(委員) 神山の樫本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会) 公募委員の谷さまでいらっしやいます。

(委員) よろしくお願ひいたします。

(司会) 公募委員の戎谷さまでございます。

(委員) 戎谷です。よろしくお願ひいたします。

(司会) そして事務局は後回しで、次こちらにいきます。すいません、徳島県教育委員会学校教育課学力向上推進幹でいらっしやいます、齋藤委員でございませう。

(委員) 学校教育課、齋藤です。よろしくお願ひいたします。

(司会) ジャパンケネルクラブの会員である賀川さまでございます。

(委員) 賀川です。お願ひします。

(司会) 学校法人野上学園ブレーメン動物専門学校、豊實さまでございます。

(委員) よろしくお願ひいたします。

(司会) 特定非営利活動法人 HEART の代表、スーザン・マーサーさまでいらっしやいます。

(委員) よろしくお願ひします。

(司会) 徳島県愛玩動物協会の会長でいらっしやいます、渡部さまでございます。

(委員) 渡部です。よろしくお願ひします。

(司会) ヒトと動物の関係学会の会員でいらっしやいます、宮本さまでございます。

(委員) 宮本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会) 事務局ですが、今まだ来ていない矢野と、センター所長の中村と、安全衛生課長の山本、そして私、魚住となっております。よろしくお願ひします。

委員名簿におきましては、配付資料の 11 ページに掲載しておりますので、またご参照いただけたらと思ひます。

昨年度から、第 2 回の会議、そして今年度の第 1 回の会議につきましてもコロナウイルスの感染症ということで開催ができずに、今年度の第 1 回につきましては書面開催とさせていただきます。今回は書面開催ではなく皆さんお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは会議に先立ちまして、推進協議会の要綱に基づきまして、当会の委員長であります公益社団法人日本動物福祉協会の顧問である山口会長に、ご挨拶と議事の進行の方をよろしくお願ひします。

(委員長)

皆さまと久し振りにお顔を合わせて、やっぱり書面会議よりも、リモートよりも、皆さんと直接会って色んな話が聞ける、あるいはお話ができるというのは良いものだなという風に思ひました。

皆さま、今日は本当に忌憚のないご意見を、最低でも 1 回は皆さん発言していただけたらという風に思っております。皆さんのお気持ちは、本当に徳島を良くしようということでここに集まってくださっていると思ひますので、ぜひ遠慮せずご意見を言っていただけたらと思ひます。

事務局対委員側というよりも、事務局も一緒になって色んな意見、問題の時は一緒になって意見を交わし合うのが一番良い方法かなと私は思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

それでは議事に移りたいのですが、その前に第1回の書面審査の結果についてご報告があるそうですので、事務局からよろしくお願いします。

(事務局)

この件につきましては、事務連絡ということで令和2年8月にお送りをさせていただいております。その前にまず譲渡要領の改正をしますということで、皆様から書面開催でご意見を賜りました。そしてその中で2つほどご意見がありました。

1つ目が譲渡対象動物の拡大に対し、「継続治療で回復の見込みがある。」または「適切なケアをすれば共に生活できる場合の動物を含む。」ということで、文言になかったので含めるようにしました。

そしてもう1つが、「譲渡は一般への譲渡を優先するものとし、譲渡の希望がない場合に登録団体等へ譲渡するものとする。」という文言について、「速やかに譲渡につなげる、そして収容動物への福祉の保証、また喫緊の課題に対応するためにセンターの機能を維持するため、一般譲渡者が不確実であって登録団体から譲渡の申請がある場合には登録団体への譲渡を優先させるべきと考えます」ということで、先ほど申し上げた「一般譲渡への譲渡を優先するもの」という文言を削除させていただきました。

そして、改正した分をお送りさせていただいております。令和2年8月の段階で、このような形でさせていただきますということでお送りいただくとともに、愛護センターの譲渡の方もそのような形で進めさせていただいております。

以上が第1回の書面開催の結果ということで報告をさせていただきました。

(委員長)

ありがとうございました。それでは議題1に入っていきたいと思います。「令和2年度動物愛護管理実績について」、事務局の方からお願いいたします。

(事務局)

徳島県動物愛護管理センターの脇坂と申します。こちらの方から座ってご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1ページの方をご覧ください。令和2年度の動物愛護管理実績につきましては、お手元の資料4ページ目に具体的に数値を記載させていただいております。細かい数値等につきましては、また後ほど委員の皆さまにおかれましてご確認いただければと思います。

そして今年度、令和2年度の実績値につきましては、今回の会議が3月ということになりましたので、直近分で2月までの実績値をこちらの方に反映させていただいております。

次に実績値の方、まず猫の収容、そして犬の収容、譲渡頭数について、これから順にご説明させていただきます。お手元の資料1ページ目の方でご確認ください。まず猫の収容実績につき

ましてですが、猫の収容頭数については前年度より減少傾向にあります。

この背景としましては、まず TNR に関するボランティアさんのご協力、そして前年度には 100 頭超えの多頭飼育崩壊による引取りというのがあったのですが、今年度につきましてはそういった大規模な多頭飼育崩壊による引取りというのは、今のところまだ発生しておりません。

20 頭等の引き取り、多頭飼育崩壊による引取りというのはあったものの、前年度のようなものは現時点において無いので、このような多少、減少傾向というようなことがあります。

もう 1 つ、昨年度まで警察の方を介した引取りというものが多かったのですが、令和元年度の法改正を受けまして、警察の方に「動物愛護及び管理に関する法律」に基づいた、その基準に基づいた引き取りをお願いしますといったような文書通知の方を行わせていただきまして、その結果、警察を介した引き取り依頼というものも減っております。

そういった 2 つの背景から、猫の収容実績については今年度、減少傾向というような結果となっております。猫につきましては、今後の課題ですが、やはりどこの自治体もそうですが、多頭飼育崩壊による引き取り依頼や相談といった問題というのが後を絶たず、そういったものに対しては予防策といったものが大変重要になってくると考えております。

そのためには市町村単位において、動物の担当者だけでなく福祉面での連携というものが必要になってきますので、そういった社会福祉関係担当者とも連携を密に今後行っていき、事前に問題となり得るような飼い主を把握するとともに、なるべく早めに必要な助言・指導等についてサポートを行えるようなシステム構築が必要という風に考えております。

続きまして、犬の収容についてご説明させていただきます。まず野良犬の収容等につきましては、最終的には前年度と同等の数となるような見込みでございます。その理由としましては、特定地域での野良犬への餌やり行為による繁殖に歯止めがかからない状況がありまして、そういった地域からの引き取り依頼というものが絶えません。

一方で、飼い主からの引き取り依頼というものは最終的に、引き取り依頼時における担当職員からの終生飼養に関する指導等により、最終的には今年度約 2 割減少する見込みとなっております。

ただ一方で、先ほどご説明したとおり徳島県の場合、野良犬の収容というのが大変多く、またそういう特定地域からの収容というものがあるので、そういったところへの対策というものについて大変苦慮しているのが現状であります。

続きまして、譲渡頭数についてご説明させていただきます。収容頭数というのは、今ご説明したとおり犬・猫ともに減少傾向にあります。徳島県では適正譲渡というものを進めておりまして、今年度その譲渡率というものにおいては、犬では約 2% 増、猫では約 14% 増の見込みでございます。

同じく譲渡関係ですけども、ページをめくっていただきまして、お手元 2 ページになります。令和 2 年度も令和元年度に引き続きまして、クラウドファンディングを行わせていただきました。

その目的としましては、県外への譲渡を促進するために、団体譲渡された犬・猫のうち県外譲渡に

かかる費用・経費をクラウドファンディングを通じて募ることとしており、そして促進をしていこうという目的になります。今回、目標額は125万円を設定させていただきました、最終的に支援総額は130万2千円集まりました。

その結果、令和3年2月末時点において県内・県外への譲渡数、トータル数は456頭でして、そのうち県外への譲渡数は131頭となっております。昨年の県外譲渡数は132頭でしたので、今年度につきましては県外への譲渡数が昨年度を上回るような見込みとなっております。

次に、現在の徳島県の動物愛護管理推進計画と、その進捗状況について簡単にご説明させていただきます。2ページ目の一番下に記載させていただいております「助けられる犬・猫の殺処分頭数」についてご説明させていただきます。

平成30年度には357頭、令和元年度には54頭でして、令和2年度は2月末時点で19頭まで減少しております。直近の計画ですと、令和5年に助けられる犬・猫の殺処分頭数は200頭と設定しておりますので、本来の目標よりも早目に目標の方の数値を達成している状況でございます。

但し、犬・猫の収容状況につきましては、今後、状況に応じて収容数が異なってきますので、引き続きこの数字については限りなくゼロというものを目指していく方向で進めていきたいと考えております。

次に、3ページ目の資料の方をご覧ください。(4) 今後の方針について、ご説明させていただきます。徳島県につきましては現在、令和元年度から約10年計画で推進計画を作っております。

そして基本指針の趣旨を考慮し、再度見直しを行っていくことを進めているところですが、第1回の方でも諮問させていただいたとおり、推進計画については大幅な見直し等がございませんでしたので、今回はこのままの内容で進めることにして、令和7年度を目途に再度見直しの方を行いたいと考えております。

議題1についての説明は以上になります。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは皆さん、ご意見がお有りの方は挙手でお願いいたします。ご質問も含めて、ございませんか？

(委員)

獣医師会の土橋です。2点ほどありますが、まず1点、県警の方に文書通知というようなことでお願いをしたということですが、これはどういう内容の文書でしょうか？

(事務局)

今回の改正法の中で、動愛法の引取基準というところの条文が整理された形になって、具体的には

警察で今までの収容の中には怪我による収容ですとか、迷い猫、そういうものの中には遺失物法という法律に基づく落とし物扱いでの引き取りというのがありますが、その中に明らかに駆除目的で警察に猫を持ち込んで、警察を介して愛護センターの方に収容されるというような経緯もありました。

但し、要はみだりな捕獲、邪魔だからというみだりな捕獲による警察を介した収容というのは動愛法に反しますので、そういった部分について具体的に警察の方に周知し、該当しない猫においては警察の方でも引き取らないというような依頼をさせていただきました。

(委員)

今までは、特に子どもさんから猫が弱っているといった情報が多かったと思いますが、今のお話だと100%ダメというのではなくて、基準に合っている猫に関しては警察の方では今までどおり保護していただけるという風に解釈しています。

動物病院にも色々な問い合わせがありますが、病院の方からそういう方に積極的にお話はしないのですが、突っ込んだ質問をされた時に、何が何でもダメですよとか、いけますよとか、0か100というのはなかなか言えません。

今のように動愛法が改正になったというお話をした上で、本当に困って保護したものに関しては今までどおり警察を介してセンターに行くという経路についてはまだ残っていると解釈してよいでしょうか。全部がダメという訳ではないのですよね？

(事務局)

警察で基本的に扱うようになるのは飼い主のいる猫、いると思われる猫になります。あとは負傷、こちらが対処時間外の負傷動物、この2つになります。負傷動物に関しましては、その後、連絡を受けてセンターが収容することになりますが、基本的に飼い主のいない猫、要は野良猫を警察の方で引き取るということは原則ないということになります。

持ち込まれても、それが野良猫であった場合、飼い猫でない場合においては警察でも動愛法に基づいた手順として引き取りの対応はされないものと思います。

(委員)

警察の判断ということで、持っていった方と警察との間でもめますよね。一般の方にはなかなかそこまで、動愛法が改正になったというのがわからない方が多いですよ。だからそれを獣医師会としても周知しなければいけないのですが、今のお話ですと「ダメですよ」ということが当然起こり得る訳ですよ。

だから周知をしっかりと、僕らもしないといけないんだろうけど、そここのところの落としどころとか、僕らが一般の方にお話をする上でどういう風な形で持っていかないといけないのかというの

は、獣医師会も考えなければいけないのですが、私たち会員ですら、やはり動愛法の改正に対しても完璧な理解ができない。だから勉強しないといけないと思います。

やはり警察を介しての猫というのが、多数あったというのは僕もよく分かるのですが、本当に困って連れて行っている方に関しては、今のお話だと引取りはできないということになります。だから「ダメですよ」と言うのは簡単ですが、現場でトラブルが起こらないか心配で、気になったので、お伺いしました。

(事務局)

警察も我々もそうですが、行政機関ですので法律に基づかないものについては引き取れないということが実際でして、現場の方には、県警の方に文書は出させていただいています。県警の方から各現場、警察署の担当者の方に改めてそういう情報周知というものを行っていただいております。

そういった結果もありまして、我々の方から文書を出させていただいたのは6月末ですが、8月以降は警察から基準に満たない、基準に合わないような引取依頼というものは、ほぼ無いような状態となっております。

(委員)

それともう1つ、クラウドファンディングで頑張ってお金を集めて、今回も125万のところ、130万ちょっと集まっていますが、当然何割かは会社の方で経費として引かれた額がこちらに入ってくると思いますが、詳細やどれぐらい使ったとかいう報告はしなくていいのですか？

(事務局) どこに報告をするのでしょうか？

(委員)

この場ではないのですか？ 譲渡をするための経費という形で使いましたという報告ですが、大雑把なので、詳細を報告してほしい。

(事務局)

そのことにつきましては次回にご報告させていただきたいと思います。

(委員)

県がクラウドファンディングをした時に、詳細に報告する事によって、これから色んなことでクラウドファンディングをやっている中で生かせると思います。

そのところはしっかり報告してほしい。これだけきちんとした事業を行い、経費がこれだけかか



り、頂いたお金でこれだけのことをしたといった報告を僕らも聞きたいなと思います。お願いします。

(事務局) わかりました。

(委員長)

愛護センターのホームページの方に「クラウドファンディングで集まりました。」といったお知らせがあったと思いますが、今の土橋委員の細かい報告というのは、こちらのホームページに上げていただいたら、透明性が高まっていいのではないかなと思います。以上です。

(委員)

先ほどの土橋委員の質問の続きですが、書面では警察の方に通知したということですが、現段階で警察の方で動愛法に基づいているかどうかというのを判断されるようになっていくということではないでしょうか？

(事務局)

具体的な指針を示していますので、警察の方で判断されるようになっています。

(委員)

今度はその担当者によって、判断が変わるケースがあるのではないのでしょうか？

(事務局)

それは、警察さんの中での問題になります。警察署内の方の話になってきます。ただ、そういったことも想定して、例えば地域猫でVカットされている猫は地域で管理されている猫ですので、こういったものは引取基準に当てはまらないということを具体的な写真とともに示しています。

(委員)

保護猫でも野良猫でもVカットするので、Vカットだけで野良猫・保護猫・飼い猫ってわからないのではないのでしょうか？

(委員)

最近、Vカットを保護猫にもされている方が私の周りにも増えてきて、Vカットされている猫を飼われている方もいます。このような猫が持ち込まれたら、逆に今度、外にいる猫だからということで返されるケースがあると思います。

私たちが把握しているのは、Vカットというのはあくまでも外で生活している猫が手術が終わった証拠です。譲渡する猫に対してVカットをする方たちがいますので、混ざってくるケースがこれからもしかしたら出てくるかと思います。

そういったケースは、レアになるかもしれませんが、とりあえずVカットの猫は受け取らないという方向でいくということですか？

(事務局)

基本的には、元々地域猫を保護されて飼うにせよ、飼い主さんの責任として、できるだけ屋内飼育と、あとはマイクロチップとかの個体明示を適正にさせていただくということで、警察署にもマイクロチップのリーダーを配付しております。

例えば保護された時にリーダーがあれば飼い主さんにお返しできるということにもなりますので、その区別は明らかに飼い猫であれば、個体明示を徹底していただけたらと思います。

(委員)

わかりました、ありがとうございます。

(委員)

そのマイクロチップに関連して質問です。先日、収容犬の情報だったと思いますが、マイクロチップ装着済だが、データがないというのを見かけました。それはどういうケースが考えられるのでしょうか？

(事務局)

マイクロチップは埋め込んでいて、リーダーを当てると番号が出てきますが、飼い主さんとしてAIPOや日本獣医師会に登録をしていないケースが考えられます。

(委員)

ハガキを送っていないということですか？

(事務局)

そうです。埋め込んだだけといったケースです。

(委員)

例えば、センター等で譲渡する時に埋め込む時には、元々センターであるといった情報も入ってな

い状態なのですか？

(事務局)

情報として入らないということです。

ただ、今回の飼い主さんは、登録していなかったもので、センターの方で登録して帰られたので、今後はたぶんその子についてはちゃんと帰ると思います。

(委員)

ちょっとハガキを送るのが面倒です。

(事務局)

バタバタしていて忘れていた、と言っていました。

(委員)

ちょっとした操作で登録できるのであれば一番よいと思います。

(事務局) そうですね。

(事務局)

愛護センターの方では獣医師会さんが入ってますので、譲渡の時は必ず登録の用紙に記入いただいて、郵送の手続きは獣医師会さんの方で代理でやっていますので、確実に登録はできるようなシステムになっています。

(委員)

わかりました、ありがとうございます。

(委員)

警察に届けられた猫で、例えば明らかに遺棄されたと思われる1ヶ月程度の子猫が箱に入れられていたといった場合は、飼い猫が捨てられたという認識で警察は受付してくださるのでしょうか。

今まではいきなり愛護センターではなくて、これは遺棄で犯罪なので警察に届けるように私たちもしていました。

(事務局)

遺棄や虐待については犯罪なので、お問い合わせ窓口は警察の方になります。

(委員) わかりました。

(委員長)

捕獲犬の中に猟犬も入っているということですので、猟犬については今のところ義務にはなっていないとは思いますが、マイクロチップは入れてほしい。

猟に関しては農林の方でたぶん研修はされるはずだと思いますので、その時に猟犬の飼育・管理、それからマイクロチップ等のことも、しっかりと研修の中に入れていただいて、マイクロチップが入っていれば離れている猟犬が誰の犬かわかります。

それで何回か同じことが起こった場合、もう免許を出さないという風な形に持って行っていただけたらと思いますが、農林の方と話し合うことはできますでしょうか？

(事務局)

猟犬につきましては過去より、離れた猟犬が子どもさんを噛んでしまったというような事故も徳島県内で発生しておりまして、猟友会の総会等に愛護センターの方からお邪魔させていただいて、個体明示、適正飼育、放し飼いをしないよう周知しました。毎年、猟友会の冊子が出ていますが、必ず1ページは収容犬で猟犬と見られる犬がたくさんいますということで、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票の装着、さらにできればGPSの装着を徹底していただくようお願いは毎回しております。

今回それに加えて、日本犬保存協会と秋田犬保存協会さんの方にも、先般、通知文書を出して、同じように個体明示等や繁殖の計画をお願いする依頼文書を出したところです。

(委員長)

なかなか冊子を見てもスルーされる人たちもいますので、研修でしっかり伝え、これ何回か違反したらもう免許を取り上げるという風な、自動車の免許じゃないですけど、何回か事故を起こしたら免許取り上げ、という形の方が聞かざるを得ないような気がします。

(事務局)

本当に徹底してできるようなことを農林の方とも連携して検討していきたいと思います。

(委員)

今、委員長が言われたように、なかなか猟犬に関して狂犬病の予防接種推進とか、GPSに関しては

猟をやっている方々は自分のところの犬ですので探しに行かないといけないから、GPS はほとんどの犬は付けています。

ただ、犬が帰ってこなければ、我が子を探すみたいに探すということはまず少ないです。全然、探さないということはないです。立派な猟犬だと必死になって探しますが、その他多頭飼いで飼われているような犬だと、なかなかそこまで探してもらえない。

そういう犬が里に下りてきた時に、マイクロチップは当然入っていませんし、狂犬病予防注射すらなかなかできていない。狂犬病予防注射の事務は県の担当から市町村に移管されてきます。それで市町村の担当者の方が、狂犬病予防接種やマイクロチップを装着するよう管轄の市町村の住民の方にお話をする。

しかし、市町村の役場の方も同じ町内の方ですのでなかなか強く言えないので、今後これからマイクロチップや狂犬病予防注射等、動物の管理を行っていく上で、猟友会等への指導を市町村にお願いしても難しいのではないかと。

指導体制が市町村の担当になってくると、なかなか市町村担当者が強く言えないのが現状です。

僕らのお願いとしては、県に出張ってもらいたい。何か色んな策を考えて、もうちょっと狂犬病の予防注射ということに関しても強く踏み出していかないといけない。一昨年にある猟犬が走って行ってしまい、気付いたら一般の家に行って子どもさんを噛んでしまった事件がありましたが、飼い主さんは、もの凄く反省をされていて、狂犬病予防注射と登録もされていたと思いますが、色々こういう問題が出てきた時に、なかなか僕ら末端の獣医師が指導できないのが現状です。

こういう機会に県にお願いしたいのは、もう少し県というバックアップを使って、強いメッセージを送ってやっていかないと、また子どもさんが噛まれたりという事態が出てくるかもわからない。

これで狂犬病予防注射がしっかり頑張って全部打っていますよと、そこへもってきてマイクロチップも、というような形にしていかないと、両方いっぺんにというのはなかなかできません。そこは県にもうちょっと力を貸してほしい。

いくら獣医が頑張っても、愛護団体の方が頑張っても、なかなかできない。これは実際問題、一線でやっている獣医でも、できないところがあります。そこは県がもうちょっと頑張って後押ししていただきたい。

(委員長)

ありがとうございました。では、次に議題 2「地域事業について」、ご説明をお願いします。

(事務局)

5 ページ目となります。来年度からの新規事業ということで「アニマルケースワーカー」というものを徳島県の方で認定して任命し、そして派遣をするといった事業です。

アニマルケースワーカーというのは犬や猫の適正飼養に関して専門的な知識や技術を持つ人材をアニマルケースワーカーとして任命し、犬・猫における問題が起きている地域、特に猫に関する問題が起きている地域に派遣し、その地域で TNR 活動等の助言等々をしていただくというような形を考えています。

TNR という活動以外にも学校等にも派遣して、次世代の情操教育というところにも行っていただきたいというのがあります。そして、そういった活動をするために県としては間を取り持って情操教育の推進や猫の特に不妊・去勢の手術を進めていくことで、収容頭数の減少というのを目指しています。

2 番の現場活動までの流れですが、一番大きなところとしましては、県民からの犬・猫に係る相談事案をまず県が受けて、その相談事案に対応して県がアニマルケースワーカーに現場支援をお願いするというような形です。

具体的に言うと、家の近所で猫ちゃんが何匹かいます、ちょっと餌をあげたりとか、餌をあげていなくても気になっている猫がいてきつとそのまま置いておいたら、大きくなってまた子猫が増えて、きつと大変なことになるから手術をしたい。けどちょっと手術の費用を何人かで集まったらお金はなんとか工面ができそうだが、なにせ野良猫なので捕まえることができませんといった場合に、そういう技術を持った方に行ってもらおうというような形で、そういう技術を持った方というのをアニマルケースワーカーとして県が任命して、もちろん講習会を受けてもらってというような形にはなるのですが、それで派遣するというような形です。

なので、3 番目にあるように現場の対応もちょっとお願いするような形なので、その現場・現場によってご相談内容とかも変わってきたりもしますので、個々に対応をお願いしたいなとも考えています。

そして、もちろん相談の時点で、例えば猫であれば「何頭ぐらいいいますか？」というのも話は聞いた上でアニマルケースワーカーさんにはお願いするのですが、何せ話を聞いた段階なので、そのあと猫が多数出てきたりもしますので、「何頭、手術しましたよ」というような活動実績の報告書というのをセンター所長宛てに提出というような形を考えています。そして、この活動の報告書に応じて委託費というような形を考えています。

そして 3 番目、活動内容としましては、結局やはり動物に関わるご相談・苦情を適正な飼養についてその周辺住民の方にも理解を深めていただけたらというのが一番狙っているところであります。それで猫を増やさない、繁殖防止というような形で不妊・去勢の手術をしていただくことで、まずその苦情が減って、私たちにも相談が来ないようになれば、というのが最終目標になります。

ただ、2 番目にありますように、捕まえるための技術であるとか、もちろん手術が終わったあとの管理の方法がありますが、やっぱり糞とか尿とかのご相談が多かったりもしますので、それに対してどんな対応をしたらいいか、トイレの設置等ある程度の話ができたり、具体例が示せたら良いかと思っています。

そして、アニマルケースワーカー、学校等にも派遣というような形を申し上げましたが、児童への情操教育活動支援ということで、「命の授業」というような形をとれたらな、というのも考えています。

そして、この協議会もそうですが、4番目として愛護と適正な飼養の推進のために県とか市町村、市町村では特に不妊・去勢の手術の助成費用ですね。こういったところでも、そういう事業に協力ができるような内容というようなことを目指しています。

参考として昨年度の苦情件数は1000件を超えて、電話での相談というのもありました。春先はやっぱり猫が多いので、電話を取ったら猫のご相談というのが非常に多いイメージです。

猫の引き取り頭数の実績、526頭ですが、先ほども申し上げていたとおり、ちょっと今回、令和元年度は多頭飼育の頭数もありましたのでちょっと多くはなっていますが、やはり多くなる傾向にはありますので、こういったところも抑えていきたいなというのがあります。以上になります。

(委員長)

ありがとうございました。それでは議題2について、ご質問・ご意見がございましたらお願いします。マーサーさん、お願いします。

(委員)

[通訳] この新規事業のアニマルケースワーカーをするにあたって、どれぐらいの予算とか、そういうのを考えてらっしゃるのかというのと、あと任命される方たちというのはどこから任命されるのか？

あと、例えば問題がある地域で、管轄内の担当の保健所さんは、そういった作業をしないのでしょうか。

(事務局)

金額としては、まだお答えできません。

(委員) まだそこまで具体的には決定していないのでしょうか。

(事務局)

はい。お返事は極力早めにはしたいなとは思っているのですが、来年度の新規事業という形なので、それと総額予算はまだお答えできません。

(委員)

これは一般の方の中から選ばれるのですか、元々の中から育てるのですか。

(事務局)

確かに推進員さんの方も。

(事務局)

来年度の新規事業の予算ですが、総額で 800 万円つけております。アニマルケースワーカーについては 400 万円、それと啓発事業が 144 万円、譲渡推進事業ということで 256 万円というような内容になっております。

それで、アニマルケースワーカーさんをどういう風に任命していくかというお話になるのですが、今まで推進員さんであったりとかいうので、うちは 4 つのチームに分けていたと思いますが、そういったところでリーダーをされている方等の任命を考えています。

今、色んなところで我々とお付き合いというのではないのですが、これまで猫を捕まえて保護して、不妊・去勢に持っていくという風な事業、苦情があったりして、そういったところのノウハウを持っている人をお願いをしながら決めていこうかなと言う風には考えています。

(委員)

[通訳] そうしたら、新規に進めるにあたって、もしアニマルケースワーカーというのが進みだしたら、保健所さんはこの相談とかは、対応するだけで全部ケースワーカーさんに振っていくという形になるんですかね？

(事務局) お手伝いいただける分は、ご協力をお願いしていくという形にしたいと考えています。

(事務局)

以前から、愛護センターでは「野良猫がたくさんいるから何とかしてもらえないだろうか」というご相談を受けますが、そんな中で今度相談してきた方に「この子たち、やっぱりかわいそうだから、手術して増やしていかなような地域での取組みというのをやっていかなとアカンよ」と言って理解してもらって、それで、「いや私、よう猫捕まえられへん、誰か猫を捕まえてくれる人がいたらいいな」という人がいたら、僕らが「ケースワーカーさん、じゃああそこで猫捕まえてほしいという人がいるから、行って捕まえてください」とかいうようなやりとりを、簡単に言うとそういう風なやりとりをしていきたいと思っています。

(委員)

しかし、実際もう今そういった形で活動しているところもあるのではないのでしょうか。



(事務局)

それをしっかり事業として落とし込もうということです。

(事務局)

今までボランティアでされていた部分について、何らかのお金をちょっと出したいなというのがそもものところでは。

(委員)

私よく思うのですが、今管理センターの職員さんとか、犬の捕獲に行かれてるじゃないですか。以前、東京の千代田区の●●さんだったかな、TNRで保健所の人たちとも協力し合って猫の捕獲に走っていたというのを聞いていたので、例えば、私たちが使っているトラックで走ってもらい、県の職員さんが今犬の捕獲に行っている人たちの中からも、そういった形で捕獲ができるというのはないのですかね。

(事務局)

猫を捕まえるということを我々行政がすること自体、やっぱり法律に基づいてないという風な形になります。

(委員)

TNRが目的であってもですか？

(事務局)

言われますのでね。「あんたら何しよんで」という風なことで、かなり叩かれる可能性も非常に高いということで、ちょっとその辺りはご理解していただきたい。絶対に猫は捕まえないよ、行政としては捕まえてません、という一線は置いておきたいなと思っています。

(事務局)

現状としてですね、千代田区の●●さんがいた時にお話したのですが、千代田区という所は本当に都会ですので、犬の苦情がまったくありません。もちろん徘徊している犬もいませんし、苦情がない中で保健所として他の業務って、今住民の方が一番困っているのは猫であるといったようなところで対応されていると伺いました。

残念ながら徳島県は猫よりも圧倒的に徘徊犬の問題が大きくて、そちらの方を今は一生懸命対応し

ていくのが優先だと考えております。

(委員)

わかりました。

(委員)

この新規事業、単年度じゃないですね。どうなんですか、新規事業になりましたけど単年度で終わり、それとも継続を考えられている？

(事務局)

事業というのは、これ通常の事業なんですけど、新しい事業を始めると3年とか5年とか、通常は3年ぐらいで見直していくような形になろうかとは思いますが。

(委員)

今も委員さんが言いましたけど、まず色々気になるのは予算のことが気になる。それはちょっとお伺いしないといけないというのと、ここに書いてありますが報告書に合わせて経費的なものでね、コーディネーターさんに費用を払っていただくということなんですけど、これは単年度でなくて、ある程度続くというのであればそれなりに、800万という金額としてはと思いますけど、なかなか県サイドとしてはこれだけ取るのも大変だったというのはよくわかるのですが。

せっかく取れたものをしっかりと使っていただくには、やはり県サイドとしてももう少し踏み込んでいって、今も言うように捕獲だ云々だと言われているような方に対しての報酬というのか、何というのかな、費用的なものをね、しっかりとあげないと、最終的には適正な飼養を推進、要は不妊・去勢というようなところに行きつく訳ですよ。

だから、千頭近く頑張って不妊・去勢されて頑張っている団体もあり、地域でしっかり捕まえて云々してるけど、なかなかそこに対して県なり獣医師会もそうなんですけど、反省しないといけないけど、やってもらっている方に恩返しができるないんですね。

忙しい中で捕まえて手術をして、少しでも地域のためにという方が水面下で色々動いていらして、やっと徳島県の動物愛護の事業が成り立っているのも、県サイドがしっかりと矢面に立って、やってくださっている末端の兵隊さんが動きやすいような環境、これにはやはりある程度の事業にはお金が絶対に絡んでくる、いやらしい言い方かもしれませんが。

それをしっかり今回、この新規事業でお金が取れて、単年度ではなくて3年・5年ということで、これがどういう風になるか、結局その次年度・次年度で評価をされて、これだったらもう次はダメだぞと言われると仕方がないのですが、下で動いている者は毎年・毎年同じように頑張ってもらえてい

るので、そこをもう少しそういう人たちに光を当てていただいて、せっかくこれだけ予算がついたの  
で、あるんですね。

だから、個々を見ていると、避妊もそうだし、学校飼育動物、自治体なり県も教育委員会もやって  
ますけど、引っ張っていけば色んなところにくっついていくようなことも考えられるんですね。

だから、せっかく新規に取ってきた事業で、予算もついたということであれば、来年度、反省する  
時点になって県サイドが、よくやってくれているじゃないか、これだったら少し上乘せぐらいはと思  
ってもらえるぐらいの結果が残せるように、僕らも頑張っけてやりますけれども、その下で動いてもら  
っている推進員、今回でいうアニマルケースワーカーですか、呼びにくい横文字になっていますけど、  
そういう方がやっぱり日の目を見るじゃないけどね、その人たちに何か恩返しをする、これは県が頑  
張ってやってもらわないと進んでいかないことなので、この事業をなるべく我々獣医師会としても色  
んな面でバックアップできるところはしていきますし、県も頑張っけてやってもらって、下で働いてい  
る人たちが少しでも楽になるように、有効にこの800万というお金を綺麗さっぱり使ってほしいと思  
います。

(事務局)

まさにですね、委員がおっしゃるように目的はそこに置いています。そういう風な部分でしっかり  
言われたとおりに使っていきたいなという風に思っておりますので、また協力のほど、お願いします。

(委員)

こちらこそ、お願いします。

(事務局)

いえいえ、目的はそこにありますので。やはりボランティアさん、ボランティアと言ってもお金も  
いっぱい出している。そういったところを、どうやったら助けられるのかなという風なところで、我々  
もしっかり考えながらやっているという風なところをですね、ご理解していただいたらと思ってお  
ります。

(委員)

すいません、それに付け足してなんですけども、経済的な面もそうなんだろうが、やはり労力が  
もう一杯いっぱいです。というのはやはり人員不足、マンパワーの不足だと思います。

それで、単に「来てください」と言っても、なかなか来て下さる方は少ないと思うし、実際に野良  
猫を捕まえられる技術のある方というのはほとんどいないので、そういうところの講習会とか募集の  
方法というのもちよっと考えていただいて、まず増やしていただきたい。増やす方法を考えていただ

きたいなと思います。

(委員)

すいません、学校教育課です。現在、土橋先生にもご協力いただいております、学校飼育動物ネットワーク事業という部分で飼育動物、主にウサギを飼っている幼稚園とか小学校の方に、獣医師会の協力を得まして、また動物愛護センターの方のご協力をいただいて飼い方であるとか、それから命の大切さということに関してご指導いただいております。大変ありがたく思っております。

そこで、このケースワーカーの方とその事業との整合性があるのか別なのか、それからここに「学校の方に訪問」というものがあるのですが、これはどういう形で訪問を決めていくのか。学校に手を挙げていただくのか、それともこちらから年何校という風に指定するのか。

そして、このケースワーカーの方々がどれぐらいの数おいでなのかというのがちょっと分からないので、学校に来て子どもたちにこのような内容のお話をさせていただく方々という風なもの事例と言いますか、どういう方々をイメージされているのか。

先ほどの猫という風なことなのか、それともさっき言った飼っている飼育動物に関するご指導もいただけるのか。先ほどの棲み分けということも含めて、ちょっとお伺いしたいと思います。

(事務局)

いくつか質問をいただきましたので、回答が不十分な部分があるかもしれませんが、まずアニマルケースワーカーの人数の方からですが、これから始めていきます新規事業になりますので、はっきり数字、何人というものは申し上げ辛い部分があります。

但し、先ほど所長の方からご説明させていただいたとおり、今までの既存の事業の中で皆さんにスキルアップを図っていただいたボランティアさんというのが一定数おりますのでそういった方々、また既存の動物愛護推進員さんですとか、そういった方から選任していく予定でおりますので、一定数は設けられるかと思っております。

但し、学校の方への情操教育という部分につきましては、やはり人前でお話するという特別な技術というものもありますので、そういったお話に長けた方というところではまたちょっと数が少し、本来のアニマルケースワーカーの母体数からは減るのかなと思います。

あと、どのような形で訪問していくかなんですけれども、本年度も実は試験的に走らせていたものがあつたんです。愛護センターの方から3ヶ月に1回ほどお知らせさせていただいている愛護のチラシとか、そういったものを学校や幼稚園等に配布させていただきました。

また、別に事務連絡という形で学校教育機関の方にも、そういった児童の生命観や社会性や自然観といったものを高めていくための動物を介在とした情操教育活動を行っていますので、よろしければいかがでしょうか、というような案内文を出させていただきました。

今年で言えば4校ほど、それに希望をしていただきまして、我々の訪問したものもありますし、コロナ禍ではあったのですが、原則、愛護センターの方に、こちらの方に来ていただきまして施設の紹介とともに、協力していただけるボランティアさんとともに、児童が相手ですので紙芝居のような、時にはDVDを使ったりとか、そういったもので情操教育の方をさせていただきました。

反響も実は大変良くてですね。そのあと更に詳しく動物の取扱いについて知りたいので、写真展ですとか、そういったパネル展示をしてくれないかというような反響も中にはありました。

もう1つご質問いただいた学校飼育ネットワーク事業との棲み分けなんですけれども、学校飼育ネットワーク事業の方では、主に飼育動物のお世話を通じた動物との接し方というものを既に行っていたいているところです。

なので、学校飼育動物に関しては既存のネットワーク事業の方でご対応いただき、こちらの新規事業の方の訪問授業については基本的には命、またその命を通じた人権ですとか、そういった方での教育に充てる時間、ないしは機会として進めていきたいと考えているところです。

(委員)

だいたい年間で、先ほど今年は4校ほどという風なお答えであったかと思うのですが、来年度新規事業として何校ぐらいをイメージしているのでしょうか。

(事務局)

そちらについてはですね、今年はコロナがあったので4校、年度の途中からそういったものを始めたという背景もあるのですが、基本的にはこちらからそういったお知らせをさせていただくのですが、要は受け手側の学校、もっと言うと校長先生の考え方によるところが正直あるなと思っております。

学校も常に日頃たくさんの案内文が来るというところで、それに目を通すだけでもすごく大変だというのを伺っております。なので、我々のチラシを目に留めていただいて、少しでもご興味・ご関心があれば、学校の方からご連絡いただければ、また調整させていただいて訪問させていただくという形にしたいので、実績見込みとしては、要は学校次第ということです。

(委員)

一応チラシ自体は、これは「児童」ということなので、小学校の方に配布するのでしょうか。

(事務局)

基本的には小学校。中学校でももちろんさせていただきたいと思っており、幼稚園から中学校ぐらいまでを対象とさせていただいています。

(委員)

市町村教育委員会を通じて、小学校・幼稚園・中学校の方にチラシは撒かれるということでしょうか。

(事務局)

それにつきましては今年も実は教育委員会さんの方に、教育委員会さんから沢山案内を出していただいているので、そこで一緒に周知していただけないですかと、担当者からご相談させていただきました。

今年はちょっとコロナもあって、特にカリキュラムが変則的になったというのもお伺いしていただいて、その中でイベントに関するチラシや周知というものも、本来であればもしかしたら入れていただけたのかもしれないのですが、ちょっと今回は難しいですというようなお返事を実は頂いたんです。

なので、今回に関しては教育委員会さんにはご相談させていただいたのですが、そういった結果でしたので、こちらの方から直接、学校の方に送らせていただいたり、また愛護センターのホームページを通じて周知をさせていただいたところです。

次年度以降、教育委員会さんの方から同じように一緒に周知していただけると、よりこの事業が行き渡るのかなと思いますので、是非ご協力を特にお願いさせていただきたいと思います。

(委員)

はい。学校教育課でしたか、それとも人権教育課ですか。

(事務局)

学校教育課さんです。

(委員)

うちの方ですか。

(事務局)

逆に、1つ質問なんですけども、いつ頃通知したら効果的に学校に周知ができるとか、そういう時期ってございますか？

(委員)

そうですね、年間行事に関しましては4月当初から計画は立てていかれると思いますが、今年度のように急遽ルールが変更になる部分もあるかと思います。

特に人権だとか命の大切さというものに関しては、秋にそれぞれ行う「人権週間」であるとかが多いかとは思いますが、遅くても夏ぐらいにはさせていただいたら非常に時期的にはいいかもしれませんし。

この方々がいつ頃任命されるかの時期にもよるかなとは思いますが、4月すぐ、もしあれだったら1回撒くよりは2回とか、という方がより周知はしやすいかなという風には思われます。

(事務局) ありがとうございます。

(委員)

アニマルケースワーカーの件ですが、色んな現場に派遣することを想定されていると思うのですが、苦情も発生する現場にもケースワーカーが行かされるのかなと考えているんです。

それで、その時に色んな権限というか、発言に対して県とか市でしたら後ろ盾がありますけど、ケースワーカーさんにはそういうのが、たぶん県に言っても、なんでそういうことを言えるものがあるのかと、たぶんそういう方もおられると思うんですよ。その方について、どんなフォローをしていくのか、バックアップをしていくのかというのを教えてもらいたいです。

(事務局)

こちらについても私の方からお答えします。おっしゃる通り、行政は法律に基づいて業務を行っておりますので、法律に基づいた指導となりますと、もちろんそれは法律を所管している部署が行うべきだと考えております。

なので、それにつきましては例えば市町村さんの方にも犬・猫に関して条例を設けられて、条例を作成しているところがありますので、我々県は愛護法に基づいてももちろん指導は行いますが、そういった指導の時には市町村さんも同行していただきたいと考えております。

なので、県と市町村の合同で行く場合、またそこにアニマルケースワーカーさんが後ろで指導の経緯を聞くために一緒に行っていただく場合、そういったことは十分想定されます。

それとは別に、もしアニマルケースワーカーさん単独でその現場に行っていただくのであればですね、これまでの経緯等を整理して、先ほど所長の方からの説明もあったように要は猫の捕獲、TNRのための猫の捕獲ということだけであれば、アニマルケースワーカーさん単独で現場の方に行っていただくということも十分想定されます。

(事務局)

基本的に法律に基づいては行政が行うということで、アニマルケースワーカーさんについては、地域猫の説明を十分やっただけということから、僕らよりやっぱり地域猫のやり方というのを理解されているという風なところもありますので、そういったトラブルの中にちょっと入って行っていただかなければいけないような形にはなろうかと思うのですけれども、そういった使い方を今考えているところです。

結局そういったところで、地域猫なので法律に基づいていないところもございまして、それでトラブルになった時にはやっぱり我々も出ていくのですけれども、法律相談とかそういったところにもきちんと予算を付けていますので、そういったフォローアップというのも考えているところはあります。

(委員長)

よろしいですか、他にございますか？

私の方から1つお聞きしたいのですが、この「適正な飼養について住民の理解を深めること」という、ケースワーカーさんの活動内容がありますが、この中に自治会の方々とお話し合いをするというところも入っていると思ってよろしいのでしょうか？

なかなか自治会が動くというのは難しいことではあると思うのですが、実際に他で地域猫をやっている所で、自治会さんが困った時に自治体の方に相談したら、このケースワーカーさんのような活動をしていらっしゃる方を紹介されて、そこで自治会と上手く連動してできたということで、結構どんどんはかどって行って地域猫が上手くいっているという所があります。

そして、その活動を自治会の連合会とかの会合で、上手くいった自治会長さんが発表されて、それぞれの自治会に「こんなことで上手くいったよ」というのを発表されたりしたことがありましたので。

自治会が上手く働いている所と働いていない所と、あるとは思いますが、一応そういう自治会への働きかけもあれば、少しでもケースワーカーさんたちも、上手く自治体とそれから自治会とケースワーカーさんで上手くいけばいいなという風には思います。

(事務局)

委員長の仰る通りで、徳島県の地域猫活動の支援事業ということで9年間やらせていただいた中には、自治会を必ずというか、できるだけ入れていただくような形でやっておりました。

その時のノウハウを持たれた方が、今度はアニマルケースワーカーという形で活躍していただく予定ですので、行政ももちろん後押しをしないと自治会さんとの調整もありますので、三者で上手くTNRとか地域猫活動が進んでいけばいいなという風に考えております。

(委員長)

是非お願いしたいと思います。それから、児童への情操教育ということで、この教育って奈良県と



かでやっている「いのちの教育」みたいな形のものと思ってよろしいですか？ はい、わかりました。ありがとうございました。

もし他にございませんようでしたら、次の議題 3 に移らせていただきたいと思います。それでは議題 3 について、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題 3 「災害時ペット対策ガイドライン」の改正案につきまして、矢野の方からご説明申し上げます。お手元の配付資料 6 ページ目、それからお配りしております「ガイドライン (案)」をご覧ください。

まず 6 ページ目なんですけれども、改正の背景でございます。本県では東日本大震災後の平成 24 年 9 月に国に先駆けまして、徳島県の「災害時のペット対策ガイドライン」というのを策定いたしました。こういったものになります。

実際はこれよりも少し小さいハンドブックぐらいの大きさになりますけれども、これを作りまして、ここに資料 6 ページ目に書いてありますこの 4 点について体制整備に努めてきたところでございます。

この結果、現在県内の 24 市町村のうち 23 市町村におきまして、それぞれの各市町村地域防災計画に動物救護対策というようなことが明記をされ、位置づけされております。

一方、環境省では平成 28 年の熊本地震における課題として、依然として避難所でのペットの受け入れ態勢や、広域支援受援体制が不十分ということで、本県を含めた全国の自治体で災害発生時の非常訓練を実施しまして、これらを参考に平成 30 年 3 月に環境省が策定した「人とペットの災害対策ガイドライン」というものが、ホームページなどでも公開されているところでございます。

今回の改正の趣旨なんですけれども、県内でペットの受け入れ可能な避難場所がある市町村、これは平成 30 年度時点のアンケートなんですけれども、僅か 11 自治体に留まっているという結果がออกมาして、まだまだ災害時に備えた体制整備というのができていない、急務であるということがわかっております。

この度、平成 29 年 11 月に環境省と共催で実施をしました、災害時のペット救護の広域連携モデル図上訓練、これで得られました改善点や、平成 30 年 3 月に環境省で作られたガイドラインに準拠して、より具体的に実効性のあるガイドラインとして見直すことで、市町村における体制整備の一助としたいという風なことで今回の改正案を作っております。

この非常訓練の際には山口委員長さまをはじめ、ここにいらっしゃる委員の皆さま数名の方にご参加いただいたところでございますので、是非今回もご意見いただけたらと思うのですけれども、順にガイドラインの方で説明をさせていただきます。

改正の概要でございます。ガイドラインを開いていただきまして、目次をご覧ください。このガイドラインなんですけれども、目次でございますように「総説」、それから「第 1 部飼主用」、「第 2

部自治体用)、「参考資料」というような構成になってございます。

「総説」なんですけれども、1 ページ目をお開きください。まず、災害時のペット対策の考え方というところで記載をさせていただきます。それから2 ページ目、徳島県における災害時のペット対策の整備状況、この中に本協議会、徳島県動物愛護推進協議会というところも記載させていただいております。それから4 ページ目以降につきましては、行政・民間団体等のそれぞれの役割というのを具体的に明記をさせていただきます。

それから、第1部の飼い主のガイドラインが8 ページ目からになります。8 ページ目から、平常時の備えということで、飼い主さんが日頃から備えておいていただきたいことを書いております。

その次に、新しく付け足したところでもありますけれども、12 ページ・13 ページにつきましては、いざ災害が起こった時に飼い主さんが取るべき行動、また避難の時にどういった避難をすれば良いか、ペットを連れてどんな避難をすれば良いかというのを参考でお付けしております。

それから14 ページになりますけれども、避難所等での適切な飼養管理ということで、ペットを同行して避難された場合は、そのペットの面倒、世話というのは飼い主さんが責任をもって飼養管理すべきところがございますので、どういったことに注意をして飼養管理するか具体的な内容を書いております。

それから、第2部になります。15 ページからは区市町村のガイドラインということになります。こちらでも平常時の備えというところで、飼い主の普及啓発や避難訓練の実施、それから各団体との連携体制の整備、徳島県動物救援本部の体制、また対策の要点とか動物救援本部での決定事項等も明記をしております。

17 ページになります。17 ページの下の2 行目になりますけれども、(7) 避難所や応急仮設住宅等でのペットの受け入れに対する体制整備というところで、具体的な対策や過去の事例を記載しております。

特に市町村においてしていただきたいこと、対策の要点というのが18 ページにございますけれども、この中の5 つ目、ペット同行可能避難場所の住民への周知、徳島県内では残念ながらまだここまで至っていないというところがございますので、市町村さんの事前の日頃からの準備ということで、ペット同行避難可能な所の決定をして、これを住民の方に周知をしておいていただくと、いざ災害が起こった時に非常にスムーズに同行避難が実施できるのではないかなという風に考えております。

それから19 ページ、避難所等でどういった形で受け入れを決定するかというような流れのフローを書いております。20 ページには、いざ災害が起こった時の災害の初期対応、22 ページには飼い主への具体的な支援、どういった支援が必要かということが明記されています。

それから23 ページに災害時のペット対策、25 ページに避難生活での飼い主支援というようなことで、現行のガイドラインが15 ページだったのでございますけれども、今回改正の部分については国のガイドラインに準拠するような形でかなり具体的に、そして徳島県で現在提示している部分も含めて記載を

しておりますので 42 ページ、用語解説まで入れると 45 ページという、かなりのボリュームになってございます。

今回なんですけれども、委員の先生方に資料をお配りするのが非常に遅くなりましたので、十分お目通しできていない先生、多いと思います。今後のスケジュールなんですけれども、本会議でご意見いただける部分はいただきまして、今後ですね市町村と関係団体への照会を行おうと思いますので、そのご意見を反映させながら必要な見直しを行って。

また、環境省からは災害時ペット対策のチェックリストというものが示されるというような予定を聞いておりますので、またそのチェックリストが示され次第、また内容に反映していくという形で随時反映させて、見直しをした中で 2021 年中の改訂を目指しているところでございます。

本日、委員の皆さまからのご意見をいただいて、まだちょっと見れてない、もう少し意見が追加で言いたいというようなことがございましたら、今後もご意見を承りますので、この改訂作業の中で反映させていったり、また次回の協議会で検討できたらという風に考えております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。それでは皆さまの方から、十分読み込めていないという方もいらっしゃると思いますが、現時点でご意見等がございましたら、お願いいたします。ございませんか？

私の方からよろしいですか。色々それぞれ飼い主と自治体を分けて書いてくださっていてわかりやすいのですが、学校飼育動物はこのどこの部分に書いているんですか？

(事務局) 学校飼育動物は飼い主さんに対応していただくよう考えています。

(委員長) 飼い主さんにですか。

(事務局) そうです。

(委員長)

ですよね。実際、本当に今までの災害の時に学校飼育動物、かなり被災していて、全滅になったところも結構あります。東日本大震災の時は本当に悲惨でしたので、しっかりと学校飼育動物を学校で飼われている動物について、どうする？ということを先生方に、飼い主への対応と同じように、学校というのは家とはまた違いますので、別に作っていただいた方がいいように思います。

(事務局)

わかりました、ありがとうございます。

(委員長)

やはり放置といいますか、そこを十分にやっていなかったら、命の教育ということをやっているも「えっ？」という、何のために学校で飼われていることか、わからなくなってしまいますので、逆の教育になってしまいますから、そこはしっかり考えていただけたらな、という風に思います。

(事務局)

ありがとうございます。学校飼育動物に関しましては獣医師会さんだったり、教育委員会との連携事業もございますので、ご意見をいただきながら何か作りたいという風に思います。

(委員長)

ぜひ、今まで学校飼育動物は、どの災害も悲惨な状況だったものですから、なんとかならないかという思いです。子どもたちが毎日お世話している動物たちですから助けてい。

それから、もう1つよろしいですか。この救援本部、災害が起こればすぐ立ち上がるということなのですが、その初動について、どういう役割でということ。今までちょっと初動が遅れたりとかいう例がありましたので、その立ち上げと初動、どういう風に今考えていらっしゃるのか、お教えいただきたい。

(事務局)

徳島県の動物救援本部に関しましては県と、それとこの協議会の構成団体さんということで立ち上げる予定にしております。ただ、委員のご指摘のとおり、大規模災害が起こりますと行政がなかなか人命救助の方を優先せざるを得ない状況があつて、機能しないというようなところがございます。

その場合には、推進協議会を構成されている例えば獣医師会さんであったりとか、活動団体さんのお力をかなりお借りするにようなことにはなるとは思いますけれども、とりあえず立ち上げて、役割分担はこの中に記載はしているのですけれども、そこは状況に応じてお互いが連携していける体制づくりをまず作りたいと思っております。

(委員長)

その辺も一文、どこかに入れておいた方が良いような気はするんですね。で、本当に大きな東南海とかが来たら、人間の対応で県の職員の方々は忙殺されると思うんです、東日本でもそうでした。

そうしますと、忙殺されているから、県がまだ入ってこれないからと言って待っていると、それだけで対応がどんどん遅れますので、やはり県が入ってこれないことは承知の上で、じゃあすぐ残りのメンバーで立ち上げて動く。動き始めて、県が少し落ち着いて、動物の方に入ってこれる時には、も

うその時点で入ってもらおう。

報告は常に、忙しいでしょうけど報告だけは挙げさせていただいて、状況は頭に入れておいていただきながら、入れる時に入らせていただいて、全員揃って力を得てどんと進むという形ができたらなと思うんですね。早く動かないと、どんどん対応が遅れてしまいます。

(委員)

今、委員長が言われたように、我々獣医師会の方でも災害の時に色々とお話し合いをした時に、今言うようにでかいのが来た時に、結局、徳島はメインに川が流れていて、橋が架かっている。

橋が潰れちゃうと、災害本部をどこに置くのか、神山のセンターに置くのか、それにもよりますけど、獣医師会で色々話に出たのが、行動ができないんですね。本部があって、枝分かれしている。それは平常時のことであって、災害が起こった時にじゃあ連絡しましょう、何かしましょう、災害物資を何とかしましょうといっても、橋がぶっ壊れましたとなってくると、それぞれが孤立してしまう。

獣医師会なんかでお話しているのは自治体のブロックで、とりあえずはそこでやろうと、集まってどうこうするなんていうのはたぶんできない。かといって獣医師会の会員の先生方も実際に飼われているから、なかなかそこまでできない。

それをみんなが寄って、どうだこうだというんじゃないで、やっぱりブロックごとの形で活動をしていこうと思っています。そうでないと大きな所に災害本部どうこうで、本部から何か貰いましょう、何かしましょうと言っても、たぶんそうなってくるととてもじゃないけどできない。

だから今、委員長が言われたように、何か絶対こういう過去の経験で、私の同級生でも東北であって、先ほど言ったんだけどシェルターの責任者をやっていた同級生がいましたが、結局、守りたくても枠が決まっていて、結局もう後回しになってしまう。

それよりかは、一般の飼い主が連れてきたものをシェルターに入れる。わかっているものから順番に入っていくと、今委員長が言われたように学校飼育動物なんて最後の最後になってしまう。その頃にはダメになっている、みたいな話を僕らも聞いたことがあります。

災害になってくると人命救助がメインで、僕ら獣医師サイドから言うと、助けなきゃいけないものを必死になって助けるんだけど、結局そうやってきた時に連絡がつかないと、行動ができない訳です。

やっぱりブロックを決めて、そのブロックでもう独自発車、見切り発車でもいいんじゃないか。やることは動物を助けることなので、獣医師会としてもそのブロックで、とりあえずはまず動きましょう。

だから大きな、こうなった場合にこうですよ、あんなった場合にこうですよとマニュアルを作っても、とてもマニュアル通りには動けないので。まず動物を見て助けるような形でブロックでやっていけば、というような話が出た。

今、委員長が言われたように、やはり何かそういうところを目指して、そして何か出しておいてくれるのもいいんじゃないかなと思いますけどね。

(委員長)

それから考えますと物資の分散も、あまり1ヶ所に置くと、それこそ橋が壊れたら取りにいけませんということになります。

それから、東北の時はガソリンがなくて、車を走らせられないという状況もありました。ですからできるだけ分散した形の方が、橋が壊れても取りに行けるといような形も考えておいた方がいいのかな、と思いました。

(事務局) ありがとうございます。

(委員長)

それからもう1つだけ、補助犬のことなんですけれど、補助犬については前もってこの地域に誰がどういう補助犬を使っているかというのをしっかり把握されておけば、ここに福祉避難所というのが別にある、そこへ行かれるかどうかはわからないけど、近くに来られるということであれば、その人が来るかもしれないということで、前もってその方が来られたらここで一緒にということになります。

各地域でどんな補助犬を使っている人がいらっしゃるのかというのは、把握されておいた方が対応しやすいという風に思います。

(事務局)

自治体の方でそれは把握しています。

(委員長)

そうですね、皆さんで共有していただければと思います。

(事務局)

補助犬に関しては、避難所までしっかりと補助犬と共にオーナーさんが行ってくれば一応避難所に行っても優先的に入れるということです。徳島県自体はそんなに多くはありません。

(委員)

補助犬に関して、ちょっと先日また小耳に挟んだのですが、災害とはちょっと関係ないんですけれども、コンビニに補助犬を連れて入っている方がいて、それを見た他の買物客が「犬がコンビニにい

る」というので、保健所に苦情の電話をしたというケースがあったみたいです。

たぶん、そういう周知徹底できていない部分というのが、避難所とかではそういうケースがたくさん出てくると思うんですよ。なので、普段から補助犬は公共の施設は一緒に入れるんだということを、もっと徹底して広めていっていただきたいなと思います。

災害時だったら、もっと特に殺気立っていると思うので、「犬を連れて来てる」というような苦情が出るかと思うので、災害時もしっかり周知をしていただけたらなと思います。

(事務局)

補助犬に関しては同伴避難になりますけれども、それにつきましてはガイドラインの方にも補助犬の部分は出してはいただいているので、しっかりと市町村を通じて住民の方に理解を得られるように周知していきたいと思います。

(委員)

そうですね。たぶん行政サイドさんとかは理解しているかと思うのですが、一般の方は知らない方が多いと思いますので、お願いします。

(委員)

教育委員会ですが、学校飼育動物のお話が出ておまして、昨年の5月段階で言いますと、小学校の方では哺乳類を飼っているのは22校、パーセントでいうと13.3%ぐらいが、たぶんウサギ・モルモット類かなと思います。

あと、鳥類ということで孔雀を飼われている学校が2校ございます。あとは、は虫類・両生類、一番多いのが魚類ということで、水槽で金魚等を飼われている学校は147校ということで、88.6%のところ飼われているという風な状況が出ております。

中学校になりますと、哺乳類・鳥類を飼っているところはございません。は虫類・両生類が3校・3校ぐらい。魚類が33校で40.2%という風な形で、小学校・中学校とも多いのが水槽で金魚類を飼われているという風な状況が多いのかなと思っております。

先ほど、ガイドラインの中で学校飼育動物をどうするかという風なことの中でですね、今回これを見せていただいて、あっそうだなと、自分もペットを飼っていないので、その状況が全然わからなかった中で、ご意見もいただいたりとかして、災害の方は体育学校安全課の方でしておりますので、その辺りとちょっとまた今後話が出てくるのかなという風には思っております。

県立でも飼育しているところが池田の方にはありますので、津波という風なことは少ないかとは思いますが、その辺りも含めてですね、そこは非常に多くの鶏も飼育しておりますので、ひよっとするとそういうのも影響してくるかなという風には考えておりますので、色々ご意見いただきま

してありがとうございます。

(委員長)

よろしくお願いします。

(委員)

学校飼育動物の話題が出ておりますので、さっき委員長が言われましたように、それから教育委員会さんの方もお話しいただきましたように、今色々全国的な問題になっているかと思うのですが、先ほどの同行避難・同伴避難は学校飼育動物とはちょっと違うので、と委員長さんがおっしゃいましたが、やっぱり飼えるだけではなくて、いざ災害の時に同行避難ができる種類と数にするべきかな、というのは常に思っております。

結局、だいぶ遠慮されてお話があったと思うのですが、東北の時なんかもう鍵も開けられずに、どうしようもないところがあるのでしょうか、飼育小屋の中で津波に遭って、そのまま亡くなった。津波を免れても餓死をした状態で発見されたという事例がたくさん出てまいりました。

災害の時だけではなくて、ここ10年～20年近く見てまいりました中で色々話を伺った中で、SARSが流行った時には原因がハクビシンと言われたこともあって、小学校の飼育小屋で飼っているハクビシンをどうしたらいいかというようなお話もありまして、その時点で学校でハクビシンを飼っているところがあるんだなというのが驚きでした。

それから、鳥インフルエンザが流行った時には、やはり学校で飼っているチャボを手放したいというお話もたくさん出てまいりましたので、せっかく今日は来ていただいておりますので、その辺りの検討も安全課さんの方とお話しいただけたらと思います。

それから、毎回お願いしているのですが、非常に学校の先生方、お忙しいのは重々わかりますので、初任とか5年次・10年次とかの義務研修の折に1コマでもいいので、わざわざ負担になるような形ではなくて「いのちの教育」を1コマ、義務の何かの時にに入れていただくだけでも、それでも先生方はそれがきっかけになって、次にご自分で色々勉強される方も増えてくるかと思っておりますので、それをお願いしたいと思っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。今、委員が言われたように学校、飼育形態が違うからという意味で家庭の中で飼っている子とはまた違った感覚で皆さんいらっしゃると思うのですけれど、家庭でも同行避難できる数と、種類の動物というのはずっと言ってきていることですので、家庭でもそれだけの家族以上の人数、それも小さい子を入れたら本当に人数以上の動物は飼わないでほしいということもあります。



特定動物を飼ってはいけないという風にはなっていますけれども、他の野生動物は日本は野生動物大国で、結構飼ってらっしゃいますので、避難所に一緒はなかなか無理ですので、ワニを飼っていらしたり、ヘビを飼っていらしたりする。

だから、そういうところも学校飼育動物も避難、あるいは最初からここに預けるということが決められていたら、即、預けられたりということもありますので、その辺のところは県も獣医師会も一緒になって、どうしたらいい？と、万が一の時はどうするという取り決めをしておいていただけたらな、という風には思います。

(事務局)

ありがとうございます。是非、検討させていただきたいと思います。

(委員長)

それでは、まだ今日は全部、急に見たのでわからない方もいらっしゃると思いますので、是非お家に帰ってじっくり読まれて、あっここ、と思ったらご意見を県の方に上げていただけたらという風に思います。ありがとうございます。

それでは、議題4「その他の報告事項」について、事務局の方からお願いします。

(事務局)

2つあるのですが1つ目、7ページ目からの分になります。この「徳島県動物愛護推進協議会設置要綱」というのがあるのですが、今回これをちょっと改正しますというご報告を差し上げようかと思っております。

これ、ずっと見ていただきまして、この下線を引いてあるところを修正しております。委員の人数を今回12人から14人にしたということと、それを令和3年4月1日からというような形にしました。

結論から言うとそうなのですが、なぜ？ということになります、これにつきましてはまず今回の動愛法の改正というのが今まず改正されて、順次改正されていくような形になっております。

ただ、その中で今度の6月に改正される「動物取扱業者への適正飼養の促進」というような形で、期間は間がちょっと猶予期間というのが定められていたりもするのですが、遵守基準というのがかなり厳しく設定されてきております。これにつきましては今度、もうすぐだと思うのですが、また環境省から改正省令について報告が出てくる予定となっております。

あと、それ以外にも「動物取扱業者への規制事項」というので、犬・猫等の販売場所については事業所に限定するという、今度の6月から、販売の月齢、出生後56日、8週齢規制というのがあったと思うのですが、この8週齢を経過しない犬や猫については販売はできません。

あと、来年度の分にマイクロチップ装着の義務化というような形、登録の義務化というのが出てく

るような形になっています。こういったところで、動物の取扱業者さんを今回は委員として入れていただけたいかな、という話になっております。

あともう1名というのが、アニマルケースワーカーとかもあるのですが、やっぱり猫の苦情というのは年間を通じてやはり多かれ少なかれあります。猫というのは繁殖力が非常に凄いのので、そういったところで苦情って1回湧くと収まらないというのもありまして、そういったことで捕まえたりとか、猫のご相談とかに乗っていただいているボランティアさんの方に是非もう1名加わっていただけたらな、というのがあります。

今回、協議会の委員さんは2年に1回更新という形になっておりまして、今までの12名というのからもうあと2名ほど追加して14人、先ほど申し上げた業者さんという形の1名と、猫の色々相談に乗っていただける方ということでボランティアさんの1名を追加して14人という形で構成できたらなと思っております。その変更という形です。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。今、ご報告いただいたことに対して、ご質問等ございますか？

(事務局)

すいません。もう1点、報告事項がございまして、12ページを皆さんお開きください。動物愛護管理センターへ寄せられているご意見・苦情等について、ということで私の方からちょっとご説明をさせていただきます。

まず経緯でございますが、令和元年度8月の収容犬の殺処分に関しまして、当時登録団体だった者から、その処分を不服といたしましてSNSに事実を誤認させるような内容を記載して、継続して拡散されたことによりまして、それを見た全国の方から記載内容の是非であったりとか、センターや職員に対して抗議の電話やメールが多く寄せられたところでございます。

また当時、業務に携わっていた職員3名が昨年7月に刑事告発され、警察による事情聴取の後、この2月に検察庁の方へ調書を送付したという風にお聞きしておりまして、今後、検察庁による判断が下されるという風に聞いてございます。

ちょっとここで一般的なお話を簡単にさせていただくのですが、「告発したい」という風になると、警察としてはその告発を受理するように手助けをしていくという風なことをやっているそうです。それで受理しますと、シロでもクロでも調査をしまして、その結果を検察庁の方に送るといった感じになっております。それで検察庁で最終的に起訴するのか、不起訴にするのかという風な判断がされると聞いてございます。

今の現段階はそういった検察庁に送って、どういう風にするかという議論が為されているという風に聞いているのですけれども、その判断が逮捕されているとかというのであれば早いと聞いているの

ですけれど、送ったという部分になってますので、ちょっとどれぐらいかかるかというのが定かではございません。

長くて6ヶ月というのも聞いたこともありますので、ひょっとしたら年度が変わるので、また担当者が変わったら、一から読み直しというようなことになって、また時間が掛かって4月・5月とか、6月になってしまうのかなという風なこともちょっと思っているところでございます。

続いて、また12ページに戻るのですけれども、これまでのセンターおよび県の対応ということで2番目になるのですが、数多く寄せられている電話やメールにつきましては全てに対応することは困難でございます。また、一方的な抗議というのが非常に多いことから、ある程度ですね回答をホームページの方に記載し、対応しているという状況でございます。

ホームページへの記載内容につきましては、3のセンターの取り組みについて掲載文を掲載いたしまして、真ん中の四角で囲ったホームページの掲載にあります「徳島県動物愛護管理センターの取り組みについて」ということで、適正譲渡を行う上の方針であるとか、また県に寄せられた意見への回答であるとか、また収容・処分、譲渡等の実績というのを記載しているという状況でございます。

あと、ここには記載しておりませんが、個人への誹謗中傷、これにつきましてはSNSの管理者に削除依頼であったりとか、あと警察への相談、人権侵害に当たるという風なことから県の担当部局の方に、また法務局への通報ということもさせていただいております。

また、告発に関しましては適宜、弁護士さんと相談いたしまして、これまで対応を重ねてきたところでございまして、事実どうだったのかとか、あと愛護センターの正当性であるとか、法に基づく処分であること、ということをしっかり警察の調書、事情聴取の中で主張してきたところでございますので、心配はないという風に考えているところでございますので、その点をこの場をお借りいたしましてお伝えしておきます。以上です。

(委員長)

この前と今回のセンター長のご説明について、何かご意見・ご感想、ございますか？

(委員)

このSNSのことに関しては本当に大変だったなあと、今も大変なんだろうけども。ちょこちょこ見ましたけれども、何でこんなことができるんだろうと思うような内容だったので、適切に警察と法務局の方に相談されているということですので、その結果が下りたらそれでいいのかなとは思いますが、あれはこちら側から名誉棄損で訴えてもいいんじゃないかと思うぐらいのものだと思います。

強い意見というのは凄く大きい声で拡散されますけれども、センターさんが今までやってきたことって素晴らしいと思うんですよ。愛玩動物協会は全国組織ですけども、本部の方でお話しても、「徳島

県ほど一生懸命やっているところはめったにないですよ」とおっしゃっていただけるぐらいなのに、それで「応援していますので頑張ってください」と言うのもちょっとしんどいぐらいなんです。

(事務局)

ありがとうございます。名誉棄損という風なことも我々も考えておりまして、やっぱりそういったところも弁護士さんと警察にもご相談には行っているんですけど、なかなか難しい部分もございます。

県としてそういった名誉棄損という、県は一応行政機関でございますので、そういった誹謗中傷じゃなくてですね、苦情の受付というのは日常茶飯事にしないといけないところでございますので、そういったところでハードルがかなり高いという風に聞いているところでございます。

ハードルが低い方というのは何かといったら個人ということになろうかと思うんですけども、なかなか個人で闘っていくというのは非常に難しいところもございますので、そういったところの部分今後どうしていくかというのを、また先ほども言いましたけども弁護士さん等と相談しながら、させていただこうとは考えております。

(事務局)

今回の告発につきましては、私どもも非常に警察の捜査、調書については非常に時間を取られて、業務にも支障をきたすぐらいの状況になっています。ですが、検察に送検されたという状況なのですが、これが私どもが主張した内容、適正な行政事業をやっているといったことは絶対に認められると信じて調書に答えております。

これが検察が適正に判断していただいて、不起訴になると信じているのですが、もし不起訴になった場合は逆に私は個人的にチャンスだと思っています。私どもが今まで適正なことをやってきたというのが、やはり行政が何か隠しているんじゃないかとか、そういった不信感の元になかなか信じてもらえないといった部分もあったと思います。

結果が出た場合には、こういった第三者の集まった協議会の中でも認められたといったことで主張していきたいと考えておりますので、またよろしく願いいたします。

(委員長)

皆さんも、たぶんここにいらっしゃるメンバーはみんな心を痛めていると思うんですね。私なんか、SNSをやっていない人なので、そのしつこさとか、何て言うんでしょう、みんなへの波及の勢いというのは、自分自身は感じてないですけども、実際に他所の自治体もやられて、ちょうどその方も凄く親しいこともあったので、かなり精神的に参られて、部署替えというところまでいかれた方も知っています。

本当にその時には「そんなの、威力業務妨害で訴えろ！」と私は言ったのですが、本当に皆さ

んの心労はいかばかりかという風に思っています。ですので、一般の人たちはやっぱり声が強いとか、過激な言葉とか、単純に少ない言葉で強く出るのにスーツと一般の人は寄って行ってしまいます。

どうやったら、今はこの SNS が無ければ困る情勢になってきていますので、逆にこの SNS を使って、いかに県がこういうことをやっている、正しい情報をみんなで分担して発信していくかということも考えた方がいいかなと、何とかしてその偽情報を駆逐できないかなという風には思っているんですね。

その辺、私は SNS に弱いので、なかなか良いアイデアは出せないんですけど、皆さんでまた考えていけたらなという風に思います。

(委員)

渡部委員さんがおっしゃったように、私たちもセンターさんとの付き合いが長いので、どういった管理をされているのか十分把握していますし、実際処分の頭数も私たちが活動を始めた当時と比べたら本当に見違えるほど少なくなっているなというのがあります。

で、地域柄こういった田舎で野犬がたくさんいる中でですね、こういった職員さんがセンターを運営されて、しかもすべてオープンにされているというようなことですね、本当に私たちも実際、徳島で活動して他の自治体に誇れるぐらいの管理センター、他の自治体の一歩先を進んでいるセンターという形の自信があります。

そんなところでオープンにしているところで、こういうところにつつかれるような、この暴言させるようなことで、明らかに徳島を貶めるような風潮を自分から用いて、それを使って今度自分を誇示するようなやり方というのは、本当に腹立たしいところがあります。

ただ、私たちはあくまでも動物たちを助けるための活動をしていきたいなと思いますので、今後もセンターさんと一緒に協力して、どうにか数字を減らしていきたいなと思います。

ただ、やはり色々この前みたいな捏造ですね。完全な写真の切り取りででっち上げたりとか、そういう形で色々な攻撃を仕掛けてくると思いますし、どこでつながっているかわからない。

例えば、この前の猫の件に関しても、やはり何かしらの策を持ってきて、あくまでも自分たちをアピールして、センターを陥れて、自分たちが正義だということを、それを SNS を使ってやっているようなところがあるので、その辺もう少し気を付けていただいて、していただけたらなと思います。

(事務局)

ありがとうございます。冒頭の私の挨拶の中でも、徳島県動物愛護管理センターのあるべき姿みたいな形でお話しさせていただいたのですが、やっぱり今がベストと言うんじゃないんですけども、良い状況になってきつつあるのかな、という風にも考えておりますので、引き続きですね、お願いしたいなという風に思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(委員長)

みんなサポートしております。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員長)

もう時間が来ているのに申し訳ないのですが、今 SNS のニュースの真偽とかで、これは小さい子どもの時から今はもうみんな SNS やりますよね、ですから小さい時から SNS の使い方と言いますか、その見分けと言いますか、そういうことを学校の方で教育していただけるとありがたいなと思います。

(委員)

GIGA スクール構想ということで、来年度から小・中、県内は高校まで1人1台端末を、という風なことで整備をしているところです。自治体によっては、その时期的なものは変わってきております。

その中で、文科省の方からも情報活用能力ということでの学習というか、力をつけていくという風なことをしております。もちろん学校だけではこれ、どうもならない。逆に、学校であまりタブレットがなかった、していなかった、逆に使えるようになって、じゃあどうする？ということが余計子どもたちには身近に感じられる。

学校ではあまり、「スマホ持ってこられんよ」と、じゃあ家庭で持ってる子たちは、学校の指導のないままでスマホを使っていて、そういうような SNS の情報をまともに受けてしまうという風なところがあって、これからはチャンスだなという風にも言われています。じゃあこれをどうやって活用するのか、こんな情報はイカンよなということを、これからの時代、子どもたちが学ぶ。

それは、災害時には持って帰るということにもなってくるかと思えます。そのためにはやはり学校、家庭、それから地域でこれは支えていかないと、学校だけでは、じゃあ家まで着いて行くかという、家でどんなことをしているか見ようかということではできないので、その辺りは協力しかないと思えます。

だからと言って、教育委員会が何もしない訳ではないです。子どもたちを守るために人権教育課の方も一生懸命してくれておりますので、その辺りは是非とも家庭の方の協力も得ながら、子どもたちを守っていくという風にしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(委員長)

それでは、ご意見がございませんようでしたら、事務局の方にお返ししたいと思います。

(司会)

会長、どうもありがとうございました。これをおもちまして昨年度よりお集まりいただいております委員の皆さまにおかれましては今日をもって、一応任期が3月31日までなのですが、これで2年が終了となっております。

今回、コロナ等々ありまして、なかなか集まるということもできなかったのですが、本当に短い間でしたが、この場をおもちましてお礼を申し上げます。委員の皆さま、どうもありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして安全衛生課長より閉会の言葉を申し上げます。

(安全衛生課長)

本日は年度末のお忙しい中、令和2年度、第2回「徳島県動物愛護推進協議会」にご出席いただきまして、長時間にわたりご協議いただきまして誠にありがとうございます。

皆さまから頂いた意見につきましては、来年度の動物愛護管理行政に反映させていただきたいと考えているところでございます。来年度からは、説明にありましたとおり、協議会の委員を増員しまして、様々な立場から活発な議論が行われるものと考えているところでございます。

また、来年度実施されます新規事業につきましては、ご意見もたくさん頂いたところでございますが、特に猫の苦情相談件数でありますとか、収容頭数の削減につながるものという風に考えておりますので、地域における新しい解決策の一助になるものと考えているところでございます。

更に、議題の中でも何回かご説明させていただきました通り、本年度徳島県では委員の皆さまのご協力もありまして、犬・猫の処分頭数が減少しております。「人と動物がともに暮らせるとくしまづくり」の実現に向けまして、収容頭数および殺処分頭数の削減などの取り組みに加えまして、ペットの災害対策、人と動物の共通感染症対策などにも取り組んでまいりますので、今後ともご協力をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

(司会) これをおもちまして、令和2年度、第2回「動物愛護推進協議会」を終了させていただきます。皆さま、どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。